

平成30年4月27日発行

成年後見制度利用促進 ニュースレター

成年後見制度利用促進ニュースレター 創刊号

1. ニュースレター発刊にあたって

厚生労働省社会・援護局地域福祉課

成年後見制度利用促進室長 須田 俊孝

平成30年4月より、厚生労働省社会・援護局地域福祉課に「成年後見制度利用促進室」が設置され、初代室長に任命されました。

約2年前の平成28年5月、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」施行に伴い内閣府に担当室が設置され、一昨年夏以降、私は内閣府において「成年後見制度利用促進基本計画」の策定

(H29.3.24閣議決定)や、成年被後見人等の欠格条項見直し法案の立案等に携わってきました。基本計画推進等の業務について、厚生労働省としてしっかりと引き継ぎ、推進してまいります。

(同時に、今国会における法案成立に向け、内閣府職員としても尽力します。)

認知症高齢者・知的障害者等、判断能力が十分でない方々の日常生活・財産管理を社会全体で支え合うことは高齢社会における喫緊の課題であり、成年後見制度はそのための重要な手段です(促進法第1条)。国の基本計画は、全国どの地域に住んでいても成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できる体制整備を進める計画です。また同時に、基本計画は、判断能力が十分でない方の権利擁護・意思決定支援を地域で推進することを重視しています。施策推進のキーワードを例示すると、地域における保健・福祉・医療等のネットワークと司法のネットワークとの協働、判断能力が十分でない方とその支援者が孤立しないチーム対

➤ 本号の掲載内容

1. ニュースレター発刊にあたって
2. よくあるQ&A「中核機関とは何ですか?」
3. 「地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備の手引き」が公表されました

➤ 今後の予定

6月19日(火)13時～16時50分 厚生労働省講堂

「市町村職員を対象とするセミナー」

☆5月中旬より受付開始。申込方法等、詳細は次号でご案内します。

応、専門職の協力体制を確保する「協議会」と家庭裁判所を含めた関係者の連携を確保する「中核機関」の設置、といったところでしょうか。

平成30年度は、地方交付税による財政的裏付けも得て、地域で権利擁護支援を必要としている方々や、そうした方々を第一線で支えておられる関係者のエンパワーメントが可能となるような、司法と福祉等にまたがる連携と協働の仕組みづくりを加速できればと考えています。各地における家庭裁判所や専門職団体等の動きも踏まえつつ、国レベルでも、最高裁判所、法務省、総務省等としっかり連携し、また、高齢者の地域包括ケア、障害者の地域生活支援、そして地域共生社会実現に向けた取組といった動きと連動して、各地域の施策推進に必要なノウハウの提供等、室を挙げて取り組みたいと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

2. よくある Q&A

本コーナーでは、成年後見制度の利用促進に関するお問い合わせのなかから、よくあるものについてご紹介いたします。



中核機関とは何ですか？

平成 30 年 4 月 13 日に「市町村における成年後見制度利用促進計画策定及び中核機関の設置運営等について（情報提供）」の事務連絡が出されました。ここに出てくる「中核機関」とは何ですか？

「権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核となる機関」（基本計画 P11）のことです。「地域における連携・対応強化の推進役としての役割」（基本計画 P11）を担います。専門職による専門的助言等の支援の確保や、協議会等の事務局等、権利擁護支援の地域連携ネットワークのコーディネート（基本計画 P11）を行います。

権利擁護支援の地域連携ネットワーク？

基本計画では、「全国どこに住んでいても、制度を利用できるような地域体制の構築」「成年後見制度の利用が必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組みを整備する」（基本計画 P4）とされています。

例えば、判断能力の低下からセルフ・ネグレクト状態になっているにも関わらず放置されている実態や、経済搾取や消費者被害に遭っているにも関わらず、適切に成年後見制度が活用されていない実態があることがわかりました。

また、成年後見人等を受任できる受け皿が足りない（ない）地域があることもわかりました。

制度活用をしているご本人やご本人を支えているご家族等の真摯なご意見もいただいています。

権利擁護支援のための、総合的な体制整備を計画的・段階的に進めることが重要であると分かってきたのです。

権利擁護支援の

地域連携ネットワークの機能

この権利擁護支援の地域連携ネットワークには、「広報機能」「相談機能」「成年後見制度利用促進機能」「後見人支援機能」の 4 つの機能が求められます。この 4 つの機能を担うことで、「不正防止の効果」を発揮することも期待されています。



本人を支える【チーム】とチームを支援する仕組み

基本計画 P5～6 は「本人の状況に応じて、本人に身近な親族、福祉・医療・地域の関係者と後見人がチームとなって日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し必要な対応を行う体制」（チーム）をとることを示しています。

選任された成年後見人等が孤立して困っている実態がありました。第三者の成年後見人等と日常生活を支える関係者とがうまく連携をとれず、被後見人等の意思や生活状況に配慮した福祉の視点の乏しい後見業務が一部に生じてしまっていることもわかりました。

この制度の利用者ご本人やご本人を支えているご家族等が、制度活用についてのメリットを実感できるような運用にしていけるために、適切なチーム編成を支援し、選任後もチームを支援していく体制をとることが大切と考えているのです。

この【チーム】を支えていくために、

「福祉・法律の専門職が専門的助言・相談対応等の支援に参画する仕組み」（基本計画 P5）を整備するとされています。



本稿 P4 にご紹介している日本社会福祉士会作成の「地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引き」（以下、「手引き」と記載）では、この仕組みを「3 つの検討・専門的判断」と整理しています。

権利擁護支援についての「①アセスメント・プランニング」「②マッチング」「③モニタリング」といった各段階で助言が得られる体制をとろうとしているのです。

協議会

【チーム】を支える仕組みを整えていくために「専門職団体や関係機関が連携体制を強化するための協議会等を設定」（協議会）することが示されています（基本計画 P5）。



似たようなメンバーで、すでに別の会議体や協議体があるのですが……

既存の枠組みを活用することも想定されています。地域ケア会議、障害者総合支援法の自立支援協議会等の既存の資源・仕組みを活用しながら進めることができます（基本計画 P18）。中核機関も、すでに「成年後見支援センター」等の地域の既存の枠組みを活用すること、「複数の機関に役割を分担して委託などを行うこと」等を含め、柔軟な設置をすることができます（基本計画 P17）。

すでにある資源・仕組みを活用する場合は、中核機関、権利擁護支援の地域連携ネットワークに求められている役割が十分に機能しているかどうかチェックしてみてください。一度にすべての機能を網羅できなくてもよいので、計画的・段階的な整備を目指して協議していきましょう。市町村をまたいだ広域な体制整備も可能です。「手引き」には多くの実践例が掲載されていますので、参考してみてください。



利用促進室短信

◆ホームページを開設しました



成年後見制度利用促進室の設置に伴い、厚生労働省ホームページ内に「[成年後見制度利用促進](#)」ページを開設しました。

今後、本ページを通じて、

成年後見制度利用促進に関するさまざまな情報をお知らせします。ぜひご活用ください。

詳しくは、



厚生労働省ホームページ [成年後見制度利用促進](#) で **検索**

◆市町村職員を対象とするセミナーを開催します

テーマ：「地域における成年後見制度の利用の促進に向けた体制整備について」
 日時：平成 30 年 6 月 19 日（火）13:00～16:50
 会場：厚生労働省 講堂

市町村として、これらの体制整備に取り組む根拠は何ですか？

成年後見制度利用促進法第 3 条、第 5 条、第 8 条が根拠となります。基本計画のポイントである「利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善」を目指し、全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう「福祉等の関係者と後見人等がチームとなって本人を見守る体制」を、地域の実情に合わせて整えていくことが求められています。

第 3 条（基本理念）

成年後見制度の利用の促進は、成年被後見人等が、成年被後見人等でない者と等しく、基本的な権利を享有する個人としてその尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべきこと、成年被後見人等の意思決定の支援が適切に行われるとともに、成年被後見人等の自発的意思が尊重されるべきこと及び成年被後見人等の財産の管理のみならず身上の保護が適切に行われるべきこと等の成年後見制度の理念を踏まえて行われるものとする。

2. 成年後見制度の利用の促進は、成年後見制度の利用に係る需要を適切に把握すること、市民の中から成年後見人等の候補者を育成しその活用を図ることを通じて成年後見人等となる人材を十分に確保すること等により、地域における需要に的確に対応することを旨として行われるものとする。

3. 成年後見制度の利用の促進は、家庭裁判所、関係行政機関（法務省、厚生労働省、総務省その他の関係行政機関をいう。以下同じ。）、地方公共団体、民間の団体等の相互の協力及び適切な役割分担の下に、成年後見制度を利用し又は利用しようとする者の権利利益を適切かつ確実に保護するために必要な体制を整備することを旨として行われるものとする。

第 5 条（地方公共団体の責務）

地方公共団体は、基本理念にのっとり、成年後見制度の利用の促進に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第 8 条（関係機関等の相互の連携）

国及び地方公共団体並びに成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施に当たっては、相互の緊密な連携の確保に努めるものとする。
 2. 地方公共団体は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施に当たっては、特に、その地方公共団体の区域を管轄する家庭裁判所及び関係行政機関の地方支分部局並びにその地方公共団体の区域に所在する成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者その他の関係者との適切な連携を図るよう、留意するものとする。

3. 「地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備の手引き」が公表されました

平成 29 年度老人保健健康増進等事業により、これから地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備を進める市町村の参考となるよう、「地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備の手引き」が作成され、その普及に向けたフォーラムが開催されました。実施主体である公益社団法人日本社会福祉士会よりその内容について紹介していただきます。

本事業では、平成 29 年度厚生労働省老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進事業分）として、中核機関の立ち上げ、地域連携ネットワークの構築、権利擁護支援の実際について、規模や運営主体、特徴的な支援機能が異なる先進事例の調査を通じて、中核機関の役割・支援機能および体制整備のために必要な要素と体制整備の過程を整理しました。

その上で、特にこれから体制整備を進める市町村・関係機関が取組を開始する際の技術的支援を行うことを目的に、「地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引き（以下「手引き」と記載）」の作成、ならびに「成年後見制度利用促進フォーラム（以下「フォーラム」と記載）」を実施しました。本稿では、特に「手引き」と「フォーラム」についてご紹介いたします。

「地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引き」の作成

成年後見センターや自治体への調査を踏まえ、主にこれから権利擁護・成年後見制度利用促進のための体制整備を推進する市町村・関係者に向けて、中核機関の立ち上げ、地域連携ネットワークの構築、支援機能の整備等について、その考え方、体制整備の流れ、参考事例等を整理した「手引き」を作成しました。

「手引き」本章は、以下の 3 章より構成されています。

「手引き」の構成

- I いま、地域連携ネットワークを住民の身近に構築していく必要性【P3～】
何のための、誰のための成年後見制度利用促進なのか、背景と成年後見制度利用促進に向けた体制整備の必要性をまとめています。
- II 中核機関の役割【P13～】
あるべき中核機関の姿を明らかにし、主要な概念を整理しています。また、中核機関を設置・運営し権利擁護支援の地域連携ネットワークが動き出すことで「期待される効果」を示しています。
- III 中核機関等の整備に向けた取り組み【P35～】
中核機関の立ち上げ、整備に向けて、体制整備の流れ（フロー）や具体的な方策、事例等について記述しています。

「手引き」では、国の成年後見制度利用促進基本計画を踏まえた上で、中核機関の役割を以下の 3 点に整理しています。

中核機関の役割

- ア：地域の権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能の強化に向けて、全体構想の設計とその実現に向けた進捗管理・コーディネート等を行う「司令塔機能」
- イ：地域における「協議会」を運営する「事務局機能」
- ウ：地域において「3つの検討・専門的判断」を担保する「進行管理機能」

ウの「3つの検討・専門的判断」とは、①権利擁護支援の方針についての検討・専門的判断、②本人にふさわしい成年後見制度の利用に向けた検討・専門的判断、③モニタリング・バックアップの検討・専門的判断を指します。「手引き」では、この「進行管理機能」について、支援過程を可視化するフロー図を作成しています（「手引き」P19 参照）。

中核機関の役割と、地域連携ネットワークにおける「チーム」、「中核機関」、「協議会」の連関イメージについて、整理を行っています。（「手引き」P15に掲載）

「手引き」では、体制整備に向けた各テーマ

について「ヒント!」「ポイント解説」「参考事例のご紹介」として目次を整理していますので、ぜひ各地域における課題に沿って、関係するページを参照して活用いただければと考えています。

「手引き」をご覧になりたい方は、成年制度利用促進室ホームページ（本稿 P3）からもダウンロードできます。本稿 P6 の図は「手引き」P15 の図を参考に作成したものです。

成年後見制度利用促進フォーラムの開催

本事業では、調査結果、「手引き」の開発概要および「手引き」に収録した自治体や関係機関の先進事例を共有するために、平成 30 年 3 月 7 日に「成年後見制度利用促進フォーラム～相談機関や地域連携ネットワーク構築等の体制整備に向けて～」を全社協・灘尾ホールにて開催し、自治体や家庭裁判所をはじめ、約 500 名の方にご参加いただきました。

成年後見制度利用促進フォーラム プログラム

- 第 1 部 成年後見制度利用促進のための体制整備に向けて～手引きに期待するもの～
- 第 2 部 成年後見制度利用促進に向けた機関の立ち上げと体制整備
- 第 3 部 地域連携ネットワークと支援機能

本フォーラムの第 2 部、第 3 部では、「手引き」に掲載している事例について、成年後見センターや自治体、関係機関の担当者に直接ご報告いただきましたので、より詳細かつ具体的に、実際の成年後見制度利用促進に向けた体制整備の事例をご理解いただける内容となっています。

本フォーラムの資料を日本社会福祉士会のホームページにて公開しています。

ぜひ「手引き」とあわせて、各地での会議や説明会、勉強会等でもご活用をいただければと考えています。

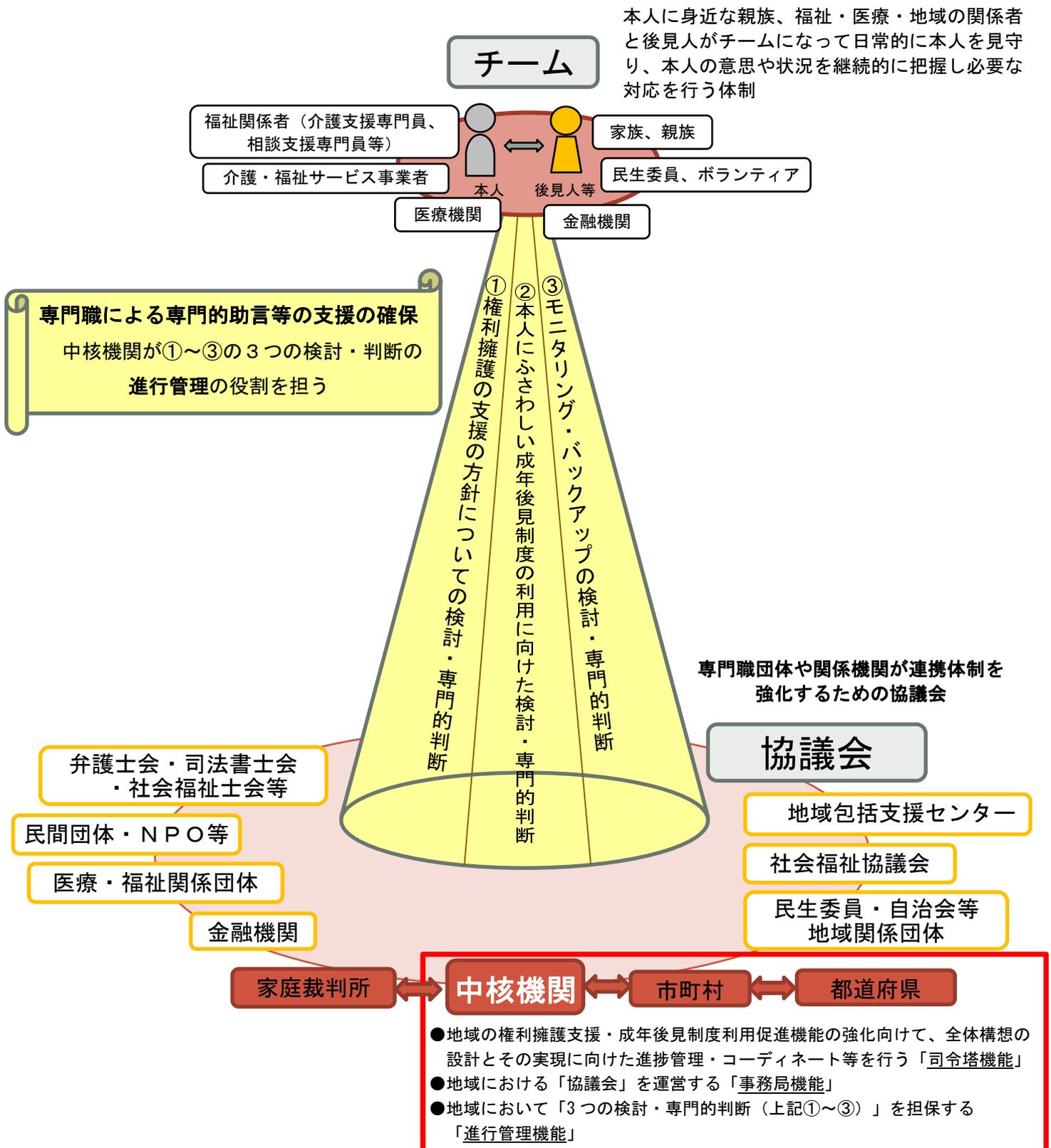
参加者アンケートからのご紹介

- 社会福祉協議会、行政（県、市）とそれぞれの立場からこれまでの流れについて具体的な話を聞くことができ参考となった。（都道府県）
- 社協委託・NPO委託・直営それぞれのメリット・デメリットを知ることができた。（市区町村）
- まずは、顔の見える関係を関係者で築いていくことが必要と感じた。（市区町村）
- スムーズな体制整備のためには、地域の現状把握（現場関係者からのヒアリング等）、戦略的な計画策定、熱意ある人材の発掘の 3 つが必要と感じた。（市区町村）



地域連携ネットワーク

成年後見制度の利用が必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組み



（「手引き」P15 図Ⅱ-1をもとに成年後見制度利用促進室作成）



平成30年5月15日発行

成年後見制度利用促進 ニュースレター

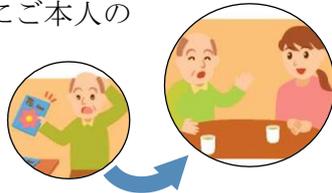
成年後見制度利用促進ニュースレター 第2号

1. 裁判所の成年後見制度手続案内用パンフレットがリニューアル！

成年後見制度の利用をお考えの方に、制度や手続を案内するために作成されているパンフレットが3月にリニューアルされましたので、この度、最高裁判所より改定のポイントを伺いました。

認知症、精神障害、知的障害などによって判断能力が十分ではない方に安心して成年後見制度を利用していただくためには、制度を利用されるご本人に制度の内容や制度を利用した際のメリットを理解していただくことが必要であると考えています。

そのため、改定にあたっては、パンフレットの冒頭で、どのような場面で成年後見制度を利用するか、制度利用後にご本人が受けられる支援にはどのようなものがあるかといったことをご本人がイメージしやすいように、場面ごとにイラストを表示し、わかりやすい文章で表現するなど、今まで以上にご本人の視点を意識して制作しました。



このパンフレットは、全国の家庭裁判所の窓口で配布されているほか、裁判所ウェブサイト内の後見ポータルサイト



(<http://www.courts.go.jp/koukenp/koukenp5/>)に掲載していますので、ご覧ください。

また、自治体における研修会等でパンフレットを利用されることをご希望の場合は、最寄りの家庭裁判所（事務局総務課）までお問い合わせください。

▶ 本号の掲載内容

1. 裁判所の成年後見制度手続案内用パンフレットがリニューアル！
2. よくあるQ&A「今ある『成年後見センター』を、中核機関と判断してもいいですか？」
3. 市町村職員を対象とするセミナー 申込受付を開始しました



厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 成年後見制度利用促進室
 〒100-8916 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号
 電話 03-5253-1111【代表】（内線 2228）FAX 03-3592-1459
 利用促進ホームページ

厚生労働省ホームページ 成年後見制度利用促進

で 検索



2. よくある Q&A

本コーナーでは、成年後見制度の利用促進に関するお問い合わせのなかから、よくあるものについてご紹介いたします。



？ 今ある「成年後見センター」を、中核機関と判断してもいいですか？

当自治体では、市内の社会福祉協議会に委託し、成年後見センターを設置しています。このセンターは、成年後見制度に関する啓発や相談対応を行っていますが、基本計画にある「受任者調整（マッチング）等の支援」や「後見人支援機能」は担っていません。この「成年後見センター」を中核機関であると判断してもいいですか？

基本計画での考え方

中核機関については、基本計画 P17 ウ) 運営の主体において「地域の実情に応じた適切な運営が可能となるよう、市町村による直営又は市町村からの委託などにより行う」とされており、「市町村の判断により、地域における取組実績等を踏まえ、一つの機関ではなく、複数の機関に役割を分担して委託等を行うことも考えられる」と示されています。

この点から考えると、ご質問の「成年後見センター」は啓発や相談対応を行っているので、権利擁護支援の地域連携ネットワークの「広報機能」、「相談機能」の中核を担っており、市の判断によって、中核機関であると判断することが可能です。

委託先である社会福祉協議会等も「この成年後見センターが中核機関である」という認識を共有しておくことが重要です。また、地域の住民や関係機関等に中核機関であることを周知することで、「相談機能」がより発揮されることとなります。



段階的な体制整備

ご質問の「成年後見センター」を中核機関と位置づけるとしても、受任者調整（マッチング）等の「成年後見制度利用促進機能」や、選任された後見人等のモニタリング・バックアップを行う「後見人支援機能」を担うことができるのか、市として検討、協議を続けることになります。このような、権利擁護支援の地域連携ネットワークの段階的整備について、現状を把握し、課題を整理し、どのような方法が良いのかを選んで計画的に実行していくことを考えていきましょう。社会福祉協議会への委託内容を見直すという方法もあるでしょう。別の機関（直営・委託含む）が他の機能を担うことも考えられます。

地域の権利擁護支援関係者や福祉関係者、家庭裁判所等とともに協議しながら、体制整備を進めている市町村もあります。また、広報・啓発や相談対応は各市町村で行い、困難な相談対応や受任者調整、後見人支援はいくつかの市町村で広域に設置した機関で行っている地域もあります。



中核機関の定義を明確にしてもらえると、判断しやすいのですが……

成年後見制度利用促進法に中核機関の定義は規定されておらず、基本計画で示されたものを踏まえて判断していくこととなります。基本計画でも、最低限どのような条件であれば中核機関とみなすかについて一律に示されておらず、今ある機関を中核機関

とみなすかどうかについては、市町村の判断が尊重されます。「機能の一部を担っている機関を中核機関と位置づける」ところから始めて、どうしたら他の機能も担えるかの検討や協議を続けていくことが大切です。計画的・段階的体制整備をお願いいたします。

市町村によっては、中核機関の機能のすべてを担う機関を単独で設置することが難しい場合も考えら

れます。広域な体制整備の支援について、成年後見制度利用促進法第15条の趣旨を踏まえ、都道府県のご尽力もお願いいたします。

成年後見制度の利用の促進に関する法律第15条（都道府県の講ずる措置）
都道府県は、市町村が講ずる前条の措置を推進するため、各市町村の区域を超えた広域的な見地から、成年後見人等となる人材の育成、必要な助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

老健局認知症施策推進室から4月26日付けで都道府県・指定都市高齢者保健福祉所管部(局)宛てに出されている国庫補助協議通知「平成30年度介護保険事業費補助金（認知症施策等総合支援事業）に係る協議書類の提出について」では、都道府県を補助先として（国1/2、都道府県1/2）、成年後見利用促進連携・相談体制整備事業を補助対象にしていることをお知らせしています。

具体的には、①中核機関の機能の強化やネットワークの構築の推進、②市町村を超えた広域的なネットワークの構築、③意思決定支援に関する普及・啓発、④市町村における先進事例の収集・普及が挙げられています。5月21日が締切ですので、ぜひご検討ください。



3. 市町村職員を対象とするセミナー 申込受付を開始しました

前号でお知らせした「第135回市町村職員を対象とするセミナー」を以下のとおり開催します。

テーマ：「地域における成年後見制度の利用の促進に向けた体制整備について」
日時：平成30年6月19日（火）13:00～16:50
会場：厚生労働省 講堂（中央合同庁舎第5号館：東京都千代田区霞が関1-2-2）
対象：市町村（特別区、一部事務組合等を含む。）、都道府県の職員の方を優先とし、定員の範囲内で、中核機関の委託を受けている方（受ける予定の方を含む。）の参加も承ります。

申込方法：メールで受付となります。詳細はホームページをご覧ください。

【開催通知はこちら】

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12600000-Seisakutoukatsukan/0000206129.pdf>

【申込用紙は以下のページよりダウンロードしてください】

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunva/shakaihoshou/seminar/index.html>

プログラム（予定）

一 開会	13:00
二 行政説明 「成年後見制度利用促進計画について」 厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 成年後見制度利用促進室長 須田 俊孝	13:00（30分）
三 自治体事例紹介	13:30～15:30
○導入・進行 「中核機関と地域連携ネットワークについて」 厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 成年後見制度利用促進専門官 川端 伸子	13:30（20分）
○事例1 「豊田市成年後見支援センターの設置と体制整備に向けた取組の実践報告」 豊田市福祉部福祉総合相談課 安藤 亨 氏 －休憩（10分）－	13:50（45分）
○事例2 「南会津町成年後見制度利用促進基本計画策定について」 南会津町 館岩総合支所町民課長補佐兼総務係長 （前健康福祉課 社会福祉係長） 橘 一明 氏	14:45（45分）
○まとめ －休憩（10分）－	15:30（10分）
四 情報交換 ※取組の現状や課題の共有等を含めた意見交換会・質疑応答を実施	15:50（60分）
五 閉会	16:50

平成30年6月5日発行

成年後見制度利用促進 ニュースレター

成年後見制度利用促進ニュースレター 第3号

1. 各地の取組を紹介します！

本号では、市役所内の各部署や関係機関と連携を図りながら、昨年7月に成年後見支援センターを開設した愛知県豊田市の取組について、ご紹介いただきます。

➤ 本号の掲載内容

1. 各地の取組を紹介します! : 愛知県豊田市
2. よくあるQ&A「広報・啓発のポイントは何ですか?」

豊田市における成年後見支援センター設置と体制整備に向けた取り組み

豊田市役所 福祉部 福祉総合相談課 安藤 亨

豊田市の概要

豊田市は、人口約42万人の中核市であり、世界的な自動車産業の拠点として発展してきた都市です。県外から就労に向けた流入が多く、子育て世代が多い地域、ニュータウン開発で団塊の世代が多い地域、市街地から車で1時間以上かかり高齢化率が40%を超える中山間地域など、市町村合併を重ねて発展してきたこともあり、約918km²と広大な市域に多様な地域が共存しています。

後述しますが、この地域特性を持つ自治体です。成年後見制度の利用促進に取り組む意味があると私は考えています。(P2の②参照)



センター検討の背景

豊田市の成年後見支援センター（以下、センター）の開設は平成29年7月です。

遡ること、愛知県内でセンターを設置する市町村が増えてきた平成26～27年頃。この状況も相まって、豊田市として成年後見制度をどうしていくのか考えなければならない時期になったこの当時、福祉の経験もなく異動したばかりの私は市民の方が何にどう困っているかわかりませんでした。

そんな中、社会福祉協議会の担当者に、「日常生活自立支援事業だけでは必要な支援にたどりつかない方もいる。家族からの支援が得られない事例なんてざらにある。」といった言葉は今でも頭に残っています。こうした肌感覚が現場にあった背景のもと、検討が開始されたことが大きかったと思います。

センター開設までの取組

平成27年の秋から翌年2月までの期限付きで、必要性の検討が始まりました。当初の検討体制としては、福祉事務所長を筆頭に、高齢者福祉を所管していた地域福祉課と障がい福祉課の2つの所属の連携体制で開始し、ニーズ把握と必



要性の整理、目指すべき姿の構築まで行いました。その後、当時生活困窮者自立支援事業を所管していた生活福祉課も関わり、部内プロジェクトのような形で検討を進めていきました。

私自身、成年後見制度のニーズ数については一義的で自動的な算出はできないと思っています。しかし、制度の支援体制が整っていない環境下での市長申立件数や報酬助成件数だけを眺めていても、真の必要性はつかめません。そこで豊田市では、3つの視点から、ニーズと必要性の整理を行いました。

①定量的な状況からの整理

自治体担当者の宿命ともいえる「数」の整理ですが、認知症高齢者（自立度Ⅱ以上）数や日常生活自立支援事業利用者数の動向に加え、隠れ群として生活困窮者自立支援事業のアセスメント結果のうち家計管理・債務・家族問題・本人能力の件数まで幅広く確認しました。

②定性的な状況からの整理

数が多い＝必要、ではないと思います。そこで、制度を取り巻く環境がどうであるか、様々な方のお話を伺いました。

特に、弁護士・司法書士・社会福祉士・MSW・PSW・施設職員・社協の方々とのインフォーマルな形式での意見交換を行えたことは大きかったと思います。ここでいただいた「豊田市の特徴として、親族が九州など遠方なので、申立や手続きの協力が得られない場合がある（弁護士）」

「遠い中山間地域だと後見人の受け手がいない（施設職員）」「専門領域以外の判断や支援方針を構築することが難しい（3専門職）」などの声は、今のセンターの取組に確実に繋がっていると思います。

この際、「インフォーマルな形式」も重要だったと感じています。私たちとしては実態を知りたいわけですから、ざっくばらんに実情を話

【参考】豊田市の庁内検討体制について

①必要性の整理段階

所属	役割
地域福祉課 (当時)	・ニーズ調査(高齢者) ・視察地の選定、調整
障がい福祉課	・ニーズ調査(障がい者) ・調査結果の取りまとめ、資料作成

②具体的な検討段階

所属	役割
地域福祉課 (当時)	・設立検討委員会の開催調整 ・予算や議会等の対応 ・対外周知・説明
障がい福祉課	・具体的な仕組み検討
生活福祉課	・生活保護ケースの状況反映 ・生活困窮者自立支援事業との調整

してもらいたい一方、明確な方向性を私たちから回答できない段階ですので、この開催形式がよかったと思っています。

こうしたやり取りから、「チーム」づくり「ネットワーク」づくりにつながるわけですから、この段階では専門職の方々も一緒に考える・実情を共有するスタンスで温かく参加していただけるとありがたいと思います。また、私たち自治体担当者としては、後見と関連する動きの中で、何が行われ、誰がどう悩んでいるのかをきちんと理解しておく、その後の体制整備の際にも有益になります。

③公として備える理由

当時は利用促進法が施行される前でしたので、行政が取り組む理由として、老人福祉法など様々な法律や通知の確認も行いました。

これらの整理を経て、豊田市が抱える課題を設定しましたが、課題解決の方向性はいくつかあると思います。その中で、成年後見制度が地域で暮らし続けるための支援の一つと捉え、相談先の明確化と多様な主体が関与する仕組みづくりを優先して行うべきだと判断し、豊田市では高齢者・障がい者の権利擁護に関する一元的な支援体制として「核」となるセンターを設置する施策を選択することにしました。

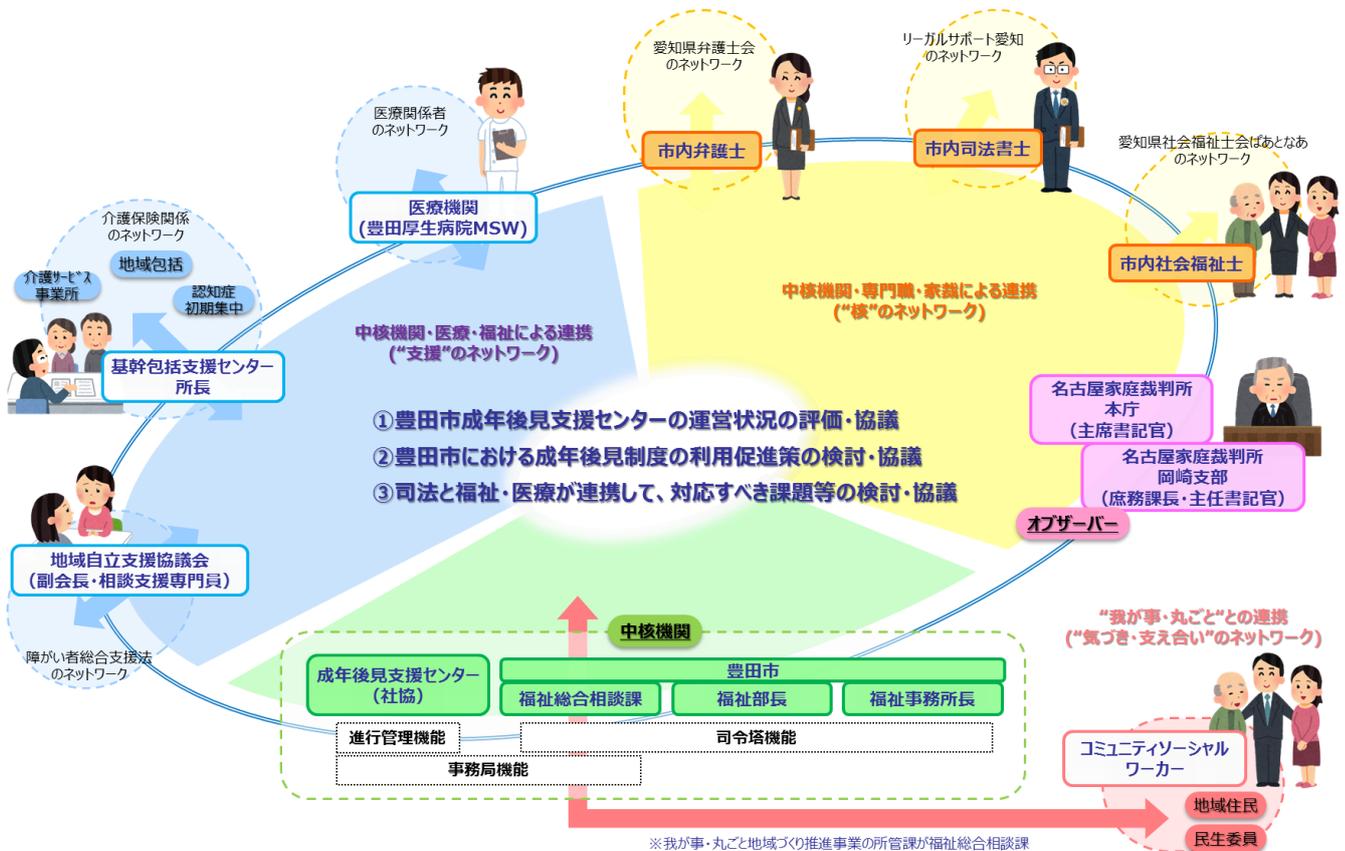
センター設立検討委員会から法福連携推進協議会へ

ある程度の形が描けたら、次は具体化する作業に入ります。この段階で、特に意識したことは2点あり、一つ目は一旦のゴールとなる設立の時期を明確にした上で、逆算的にどのタイミングでどういったことを決めるのかのアウトラインを最初から決めておくこと。豊田市ではセンター設立検討委員会で、年5回の協議を行いました。1回目の時点で各回どんな議論をするのか前もって設定し、予算編成や関係者調整、周知等の時期を逃さないように取り組みました。

2点目では、検討作業を「共働の場」とし、センター開設後のネットワークとしても機能させることを想定しておくのが大切だと思います。現在、身に染みっていますが、成年後見は本当に

多くの職種と連携をする必要があります。数ある職種の中でも、中心で動いていただきたい方や機関などは、どんなセンターにしたらよいか一緒に考え、そしてお互いの文化や考え方を理解し、一緒に取り組んでいく流れを作っていく必要があるのではないかと思います。設立検討の議論は格好のテーマになりますし、委員会で質問された時も、「これは〇〇と考えています。でも、□□先生と一緒にやっていきたいと思っています。」と私自身説明していたことを思い出します。

こうした流れを受け、センター開設の平成29年度からは「豊田市成年後見・法福連携推進協議会」と改め、国の基本計画に規定される「協議会」の位置付けとして運用しています。



豊田市成年後見・法福連携推進協議会のイメージ

チームとネットワーク、そしてセンターと豊田市

成年後見制度を利用して住み慣れた地域で暮らし続けるためには、支援機関がお互いの役割を整理し、共有や連携が図られる必要があると思います。

この個別支援レベルでの体制を国の基本計画では「チーム」と呼んでいると認識しています。検討段階の意見交換で、「専門領域以外の判断が難しい(3専門職)」との声がありました。後見人の選任後はもちろん、候補者調整の段階から「チーム」を意識して支援方針を形成できるような仕組みを整えることが、市の役割だと考えています。ですので、センターの受けた全相談案件の進捗確認や、候補者調整を多様な視点で行えるように、市・センター・三専門職アドバイザー+家裁で月1回の定例会を設けるようにしました。(3人の先生にはお忙しい中、大変熱心に検討していただき感謝しています。)

また、センターが申立支援した案件においては、後見人にきちんと引き継ぎ、支援方針を共有し、そして後見人支援の体制がみえる化できるように、選任後1か月までを目途に支援者を集める「チーム会議」の開催も整えました。

「チーム」形成において、こうした大きな仕組みや流れを市が作り、それをセンターが中心となって動かしていく体制が豊田市のスタイルではないかと感じています。



そして、チームの積み重なりがネットワークとなり、またネットワークの中でチームが動いていく。この双方向の流れを生み出していくためにも、団体間の調整や各会との結びつきが必要になります。センターが支援の中でつながりを生み出していくだけではなく、市がイニシアティブを取りながら、組織間での関係性づくりを進めていくと、真にセンターが現場で活動しやすくなるのではないかと考えています。この春から、愛知県の三士会の会合に、一自治体担当者の私がひっそりと参加するようになったのもこの一環ではないでしょうか。(三士会の先生方、いつもありがとうございます。)

国の基本計画で示される「中核機関」の役割を、各自治体の担当者はどう理解しようかと今必死かと思っています。私もその一人ですが、大局的な判断のできる市と、専門知識を有するセンターが双方で「中核機関」の役割を担い進めることが効果的ではないかと思い、豊田市ではそのような形態で今後の体制整備に取り組んでいきます。いつも丁寧な支援をし、忙しい中でも一緒に施策を考えてくれるセンターの社協の皆さんと、「中核機関」の役割をしっかりと果たしていきたいなと思っています。

地域共生社会と成年後見制度

社会福祉法が改正され、どの自治体でも包括的な支援体制を構築し、住み慣れた地域で暮らし続けることを目指していると思います。仮に判断能力に不安を抱える場合でも、そのように暮らし続けることができるための成年後見制度として豊田市は捉えていくつもりです。

地域共生社会の実現のために、市の機構改革により設置された福祉総合相談課が成年後見制度を所管している意味を噛み締めながら、今後も市民の方が制度を利用しやすい環境を作っていきたいと思っています。

【利用促進室から】市役所とセンターの社協がともに「中核機関」の役割を担っていることが伝わってきました。様々な仕掛け、工夫と感に感じ入りました。ご寄稿ありがとうございました。

2. よくあるQ&A

本コーナーでは、成年後見制度の利用促進に関するお問い合わせの中から、よくいただくものをピックアップしてご紹介します。



？ 広報・啓発のポイントは何か？

中核機関に求められる機能のひとつに成年後見制度に関する「広報機能」がありますが、成年後見制度について広報・啓発をする際のポイントは何か？

広報・啓発には、【パンフレット・チラシ】、【研修・講演】等の方法があります。パンフレット・チラシの作成、配布、研修・講演の企画・実施にあたり、例えば以下のような丁寧なプロセスを踏むと、より効果的です。

例えば、「成年後見制度について」というタイトルで一般市民向け研修を企画したとしても、なかなか人が集まらないということが起こりがちです。成年後見制度がどのような制度なのか、どのように役に立つのかピンとこないのが、届けたい人に届きにくいタイトルになっています。

広報・啓発をする際には、まず、誰に（＝受け手）、何を（＝伝えたいこと）の2つを明確にすることが重要です。



パンフレット・チラシ、研修・講演の受け手の設定

広報・啓発について企画する際には、後見に関する権利擁護支援ニーズ（以下「ニーズ」）を抱えた人の状態像を協議し、どのようなサインが出ていそうか、それを受け取っているのは誰かを考えます。ご本人が自らの思いを十分に伝えることのできない場合も想定し、その周りでニーズに気づける人に働きかけることが必要です。ニーズに気づける人を、パンフレット・チラシ、研修・講演の【受け手】として設定します。

伝えたいことの設定

次に、受け手に伝えたいことを協議します。その方々にとって、この制度がどのように役立つのか、どのような時に中核機関に相談をして欲しいのかを話し合うと、伝えたいことを整理しやすいでしょう。その中でも特に届けたいことを考えて、パンフレッ

トやチラシのキャッチフレーズ、研修・講演のタイトルを設定します。

研修・講演の講師を外部に依頼するのか、自分たちで話すのか、分担するのかということについても、話し合ってみましょう。「何のために」「何故」ということを意識しながら話し合うことが、中核機関内のチーム力を強め、自分たちの役割を整理することにつながります。



お知らせする方法の検討

パンフレット・チラシをどこに置くか、研究会・講演についてどのようにアナウンスするのかも考えてみましょう。「どのようなアナウンスをするか」も広報の一環です。たとえ研修や講演に行けなかったとしても、的確なアナウンスを行っておくことは、成年後見制度や中核機関について興味を持ってもらうきっかけになります。

研修・講演に合わせて

これらの研修・講演終了後に質問タイムをもうけたり、無料相談会等を実施したりすると、ニーズを把握しやすくなります。

また、研修・講演終了後にアンケートを実施し、企画自体を振り返り、ブラッシュアップして次の広報を考えていきましょう。

研修前と研修後で理解度を比べられるようなアンケートを取ることで、研修効果を図ることもできます。また、相談窓口で作成する記録でも、「相談窓口を知ったきっかけ」を確認して記録しておくことで、研修・講演等の効果を確認・検討する一つの材料になります。



「障害のある方やその親には、成年後見制度のことが届いていない」と言われました。

例えば、施設や事業所等への出前講座を事業化し、出前講座のご案内を施設長会で知らせたりすることは有効です。また、当事者の方にも分かるように、できるだけ平易な言葉を使い、ルビをふったり、漫画を使ったりして資料を用意すると分かりやすいでしょう。ほかにも、すでに成年後見制度を活用している障害者の親族の方からの発信やインタビュー掲載をすると、制度の実態について伝わりやすいでしょう。

また、将来的なこと（いわゆる「親なきあと」）を考えて制度を利用するかどうかを迷っている方には、無理に利用を勧めることなく、質問や不安について丁寧に対応するよう心がけましょう。

なお、市町村の有する障害者手帳名簿情報を使って（あるいは委託先に渡して）、名簿の掲載者等に成年後見制度の利用を勧めることは適切な広報・啓発活動とは考えられません。成年後見制度の利用促進は、制度を利用する意思・必要のない方への利用強制であってはなりません。



広報・啓発を進めるとしても、そもそも地域に成年後見人を引き受ける専門職が全くいないのですが、どうしたらいいですか？

一番取りかかりやすい広報から始めても、相談窓口がなかったり、受任できる受け皿がなくては、ニーズに応えることができません。手引きの P19 のフロー図の流れが止まってしまいます（このことを指して、いわゆる「目詰まり」と表現しています）。最初に確認したいのは、「自分の自治体にはどのような資源や仕組みがあるのか」「そこで何をしているのか」「目詰まりがどこで起きているのか」です。

例えば、地域包括支援センターで、ケアマネジャー向けに成年後見制度に関する研修を行っている場合もあります。別々に企画を立てるのはもったいないので、やはり先に現状の把握から始めましょう。情報収集と分析は、広報を考える上でのキーポイントです。

正直、成年後見制度がどのような人に役立つ制度なのか分からないので、企画が立てにくいです。

社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業では、法的整理が求められるなど必要なケースでは、「成年後見制度への移行」を進めてきており、一定の経験が蓄積されているでしょう。どのようなときに日常生活自立支援事業では支えきれず、成年後見制度が必要になるのか、話を聞いてみるのは有効かもしれません。また、三士会（弁護士会、司法書士会・リーガルサポート、社会福祉士会）からは2017年（平成29年）6月9日に「成年後見制度利用促進基本計画策定に向けた協議について」との申し入れが都道府県担当課にされています。このような様々な専門職団体に、仕組み作りについて準備段階から相談しながら進めることも有効でしょう。なお、中立性・公平性を担保しつつ、仕組み作りを進めることにも留意するようにしましょう。

市区町村が他の機関・団体等に対し、「何もかも引き受けてくれるから」と、よく分からないままに「成年後見制度の広報・相談窓口の丸投げ」をすると、公益性、客観性を担保することができません。

これから私たちが構築しようとしているのは「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」です。成年後見制度についての専門職団体や家庭裁判所だけではなく、地域共生社会の関係機関（社会福祉協議会、地域包括支援センター、医療機関や介護・福祉サービス事業者・施設、民生・児童委員、金融機関、民間団体・NPO）とも相談しながら進めましょう。

一度に話し合いをする場の設定ができなければ、何度かに分けることもできるでしょう。地域の実情に合わせて、この制度を必要とする当事者のための中立性、公平性を担保した仕組み作りが大切です。



厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 成年後見制度利用促進室
 〒100-8916 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号
 電話 03-5253-1111【代表】（内線 2228）FAX 03-3592-1459
 利用促進ホームページ

厚生労働省ホームページ 成年後見制度利用促進

で 検索



平成30年6月20日発行

成年後見制度利用促進 ニュースレター

成年後見制度利用促進ニュースレター 第4号

1. 各地の取組を紹介します！

「平成30年度埼玉県成年後見制度利用促進協議会」
に参加させていただきました！

➤ 本号の掲載内容

1. 各地の取組を紹介します！：埼玉県
2. 「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応の手引き」が改訂されました。
3. 速報：市町村職員を対象とするセミナー

成年後見制度の利用促進のための都道府県の役割とは？

基本計画では、都道府県の役割として、広域的見地からの市町村の支援等を行うこととしており、いくつかの例が示されています。

そのなかでも「都道府県レベルの成年後見制度利用促進に向けた協議会」については、

- ・すでに立ち上げ運営を重ねてきているところ、
- ・現在立ち上げに向けた検討・調整を行なっているところ

など各地の状況は様々ですが、今回、埼玉県では第1回となる県レベルでの成年後見制度利用促進協議会が開催されましたので、その様子をレポートします。



(文責：利用促進室)



協議会は、平成30年5月31日（木）14:00～16:30に埼玉県県民健康センターの大ホールで開催されました。参加者は、市町村から86名、市町村社協から53名、さいたま家庭裁判所（オブザーバー）から19名、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、税理士会、行政書士会から26名の合計184名の参加となりました。

開催の経緯

まず、冒頭に福祉部の江森 地域包括ケア局長から開会のあいさつが行われ、協議会立ち上げの背景が述べられました。



埼玉県においても高齢化が進展するなか、**現在約26万人の認知症高齢者数が平成37年には約40万人(埼玉県の高齢者数の5分の1)まで増加**するとみられています。成年後見制度利用促進法の制定や国の基本計画の策定といった流れのなか、認知症高齢者や精神・知的障害者を支える重要なツールの一つである**成年後見制度の利用が、埼玉県では近隣の1都3県のなかでも低くとどまっている**状況で

す。こうした状況を踏まえ、今年度から「埼玉県成年後見制度利用促進協議会」を設置し、県内の各関係者が連携して制度の利用促進を進めていくことが力強く宣言されました。

埼玉県における取組について

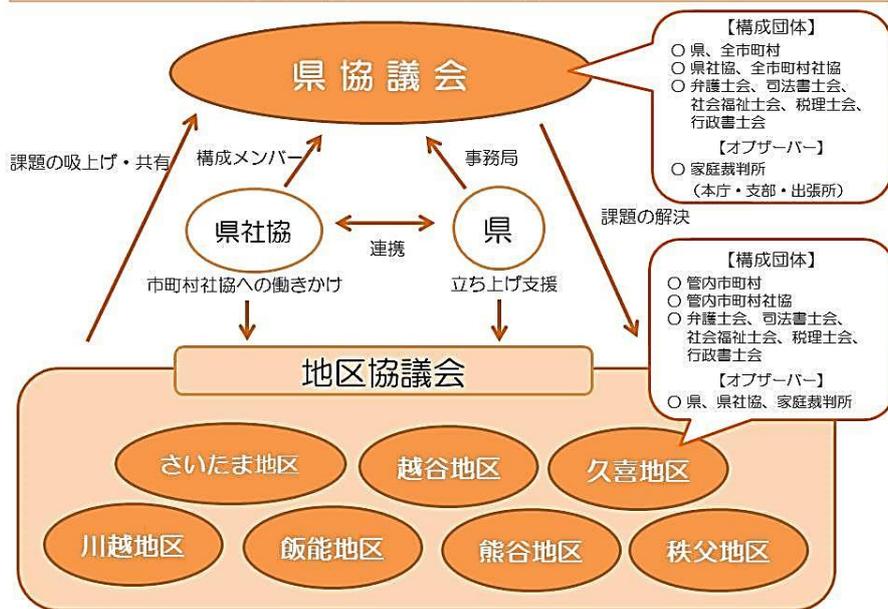
最初に、埼玉県の現状と県の取組について、福祉部の縄田 地域包括ケア課長からの説明がありました。県内市町村の権利擁護人材育成事業の実施状況や、市民後見推進研修及び市町村長申立研修とい

った埼玉県がこれまで取り組んできた研修の実施状況

が示されたあと、



成年後見制度利用促進協議会イメージ図



成年後見制度利用促進法及び国の基本計画のポイントがわかりやすく解説されました。最後に協議会のイメージ図も示され、構成団体間でイメージが共有されました。

協議会は、関係団体の連携、制度の県民への周知及び普及、制度の利用促進に係る諸課題の検討等について協議することを目的として設置されます（会長：埼玉県福祉部地域包括ケア課長、副会長：埼玉県社会福祉協議会権利擁護センター所長）。

協議会は上図のとおり、**県、県社協、市町村、市町村社協に加え、5つの専門職団体が参加します。それぞれの家庭裁判所の支部の管轄ごとに地区協議会も設置**されます。

さいたま家庭裁判所より「利用促進にむけて」



続いて、**家庭裁判所（司法）**からも現状説明が行われました。

さいたま家庭裁判所の本田 部総括判事から、制度の現状や福祉行政

と家庭裁判所の連携イメージ等の説明が行われました。特に**埼玉県内の制度利用状況については、人口に対する成年後見制度利用率や近隣都県との比較などが具体的数字**により示され、近隣都県と同様の制度利用率になった場合の県内の利用人数のシミュレーション、高齢者の人口割合の比較などから県内がおかれた状況を会場に示しました。今後、同じ県内であっても地区ごとの違いなどの分析も進むことが期待される内容です。

さらに、**福祉行政と家庭裁判所の連携イメージ**の説明では、家庭裁判所が考える福祉サイド、家裁サイドのそれぞれの役割を

- ・制度の利用検討時から後見開始までの支援
- ・後見開始後の継続的な支援

に分けた上で会場にいる市町村の担当者とイメージが共有されました。

なお、当日の会場出口にて、**さいたま家庭裁判所が作成した「成年後見申立てセット」及び「後見人等 Q&A」の冊子が配布**されました。



社会福祉協議会における成年後見制度の取組



続いて、埼玉県社会福祉協議会の丸山権利擁護センター所長から、これまでの権利擁護の取組を活かし、社協としてどのような役割を果たしていくのかについて説明がありました。

特に、以下のスライドのように、「地域包括ケアシステム」、「我が事丸ごと」、「成年後見制度利用促進」といった近年の**国の施策を踏まえつつ、地域の連携による総合的な相談体制づくりに向けたイメージ**により、成年後見制度の利用促進以外の様々な施策との関係も活かした地域のネットワークづくりの重要性が示されました。

今後、県社協としては、県全域における権利擁護ニーズ把握や地域連携ネットワークの構築への協力を図りつつ、それぞれの**地区協議会も立ち上がることから、市町村社協への支援等にも積極的に取り組む**としています。昨年度は市町村社協のみを廻ったとのこと

でしたが、「**行政の力(果たす役割)が大きい**ことから、今年度は県職員と県社協職員が県内の市町村担当課を廻って支援をしていくとのことでした。丸山所長の「権利擁護支援のニーズは深刻化している。成年後見制度を一つのツールとして広めていけるように」

「社協は今までもネットワークを築いてきた。お仕着せのネットワークではなく、関係者がそれぞれの役割を果たし、築いてきたネットワークで

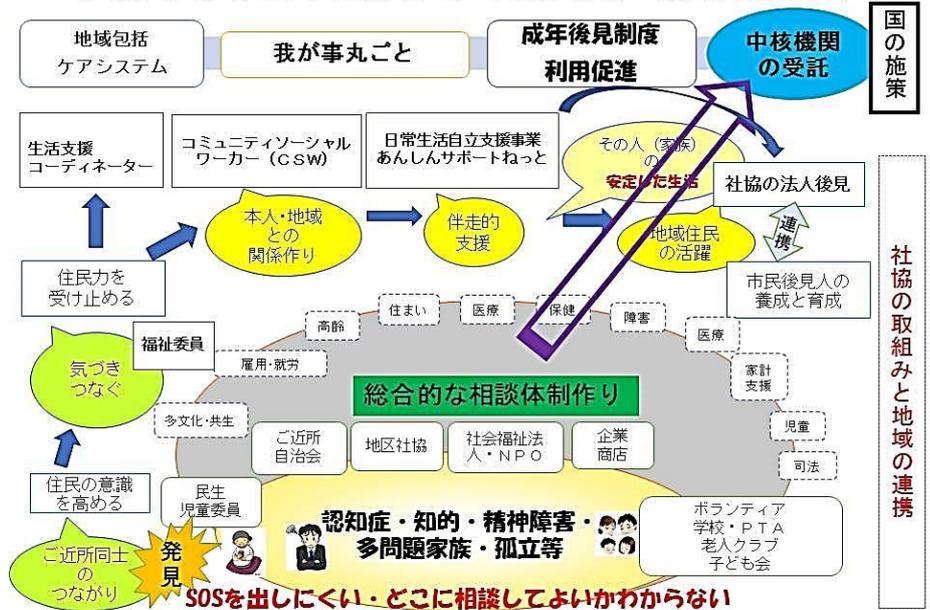
顔の見える関係を！」とのメッセージはしっかりと会場にも共有されたようです。

各専門職団体における取組の説明と意見交換

その後、**埼玉弁護士会、埼玉司法書士会、埼玉県社会福祉士会、関東信越税理士会埼玉県支部連合会、埼玉県行政書士会**の5つの専門職団体から、それぞれの取組の紹介がありました。今後は、県レベルはもちろん、各地区レベルでも各専門職団体が構成団体としてメンバーとなります。行政や司法、医療、福祉関係者との連携の下、各専門職の強みを活かした取組が期待されるそうです。

最後に、各市町村から提出された事前質問について各関係者が答えるという形での意見交換が実施されました。市町村からは「各専門職団体の相談対応・窓口についてはどのようになっているのか教えてほしい」、「各市町村と社協の連携（情報共有）に関する考え方は?」、「埼玉県内の中核機関の設置状況はどうなっているか?」などの質問が寄せられました。

社協の取組を活かして積極的に役割を果たす



〔利用促進室から〕協議会当日に当室からも挨拶させていただきましたが、今後は各地区での協議会も立ち上がり、それぞれの地域での実情も踏まえた取組が加速していくことが期待されます。当室もしっかりとフォローしていきたいと考えています。埼玉県の関係者の皆様、お忙しいなか参加させていただきありがとうございました。

2. 「市町村・都道府県における障害者虐待防止と対応の手引き」が改訂されました。

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 地域生活支援推進室では、刑法など関連制度の改正等を踏まえ、「市町村・都道府県における障害者虐待防止と対応の手引き」を改訂し、都道府県等に対し、6月11日付事務連絡を发出了しました。

同手引きでは、これまでも養護者による障害者虐待への対応の一つに、虐待を受けている障害者の権利を擁護する方法として、成年後見制度の活用も含めた検討を行う必要があるとしています（「Ⅱ3（9）成年後見制度等の活用」）。この機会に改めてご確認ください。なお、詳細は、以下の障害保健福祉部ホームページをご覧ください。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaihashukushi/gyakutaiboushi/tsuuchi.html

※厚生労働省トップページ>政策について>分野別の政策一覧>福祉・介護>障害者福祉>障害者虐待防止法が施行されました>通知・関連資料集等>「その他」に掲載



3. 速報：市町村職員を対象とするセミナー「地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備について」を開催しました。

6月19日（火）に市町村職員や関係者など約350人に参加いただき、第135回市町村職員を対象とするセミナー「地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備について」を開催しました。当日のプログラムとして、基本計画の行政説明、自治体の事例紹介、情報交換を実施しました。多くの方々に参加いただきありがとうございました。

最初に当室室長の須田より、基本計画について説明を行いました。自治体事例紹介では、当室から中核機関と地域連携ネットワークについて導入のための説明を行った後、ニュースレター第3号にも寄稿いただいた「愛知県豊田市における中核機関設置と体制整備についての実践報告」及び「福島県南会津町における市町村計画策定についての報告」をいただきました。

また、情報交換では、各自治体における取組の現状や課題等について少人数のグループで活

発な意見交換が行われ、その後、会場から出た質問について、当室や登壇者、最高裁判所事務総局家庭局から回答させていただきました。

セミナー内容の詳細やアンケート結果などについては、次号のニュースレターで改めて紹介させていただきます。なお、当日の資料については厚生労働省ホームページ

[（http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000212070.html）](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000212070.html)に掲載するとともに、いただいたご質問のうちその場で回答できなかったものについては、今後の説明会やニュースレターのQ&Aコーナーで順次取り上げていく予定です。



厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 成年後見制度利用促進室
〒100-8916 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号
電話 03-5253-1111 [代表] (内線 2228) FAX 03-3592-1459
利用促進ホームページ

厚生労働省ホームページ 成年後見制度利用促進 で 検索

